

改正

令和4年3月31日告示第61号

令和8年2月17日告示第24号

いすみ市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、いすみ市内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良質な生活環境、豊かな自然環境及び景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光をエネルギー源とする発電設備及びその附属設備をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(盛土、切土等の土地造成並びに立木及び竹木の伐採を含む。)をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電その他の太陽光発電設備の維持管理を行う事業をいう。
- (4) 事業区域 設置事業又は発電事業を行う一団の土地(当該設置事業又は当該発電事業を継続的又は一体的に行う土地を含む。)をいう。
- (5) 事業者 設置事業又は発電事業を行う者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会の区域に居住する者をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この告示の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業(以下「設置事業等」という。)について適用する。

(市の責務)

第4条 市は、この告示の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、設置事業等の実施に当たり、関係法令、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）及びこの告示の規定を遵守するほか、事業区域及びその周辺の地域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮し、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）の防止に努めるとともに、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）と良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、設置事業等に起因する事故等が発生しないよう適切な安全対策、保守点検及び維持管理を実施するとともに、事故等が発生した場合は速やかに対処するなど、十分な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、土地の形質の変更を最小限にとどめ、調整池、地下浸透施設等の設置その他の雨水を敷地で処理できる対策及び溝、土留め等の設置その他の土砂の流出を防止する対策をとり、事業区域及びその周辺の地域の適切な管理に努めなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させ、特に道路、住宅等に隣接する箇所については、適度な離隔距離の確保に努めなければならない。
- 5 事業者は、設置事業等に関して、地域住民等から苦情等があったときは、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
- 6 事業者は、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、事業区域内の公衆の見やすい場所に、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づく事業計画の内容を記載した標識を掲示するものとする。
- 7 事業者は、発電事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、速やかに撤去するなど適正に処理を行うものとする。

（説明会等の開催）

第6条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、事業計画その他設置事業等の実施に係る事項について周知するとともに説明会を開催し、理解を得るものとする。

- 2 事業者は、次条第2項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、内容の変更に係る事項について周知するとともに、地域住民等から当該設置事業等に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる軽微なものにあつては、この限りでない。

（1）太陽光発電設備の出力の縮小

（2）事業区域の面積の縮小

- 3 事業者は、前2項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。

4 事業者は、第1項又は第2項の説明会を開催したときは、太陽光発電事業説明会結果報告書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（届出等）

第7条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前（市長が認める場合は、市長の指定する期日）までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。

- （1） 太陽光発電事業計画書（様式第3号）
- （2） 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- （3） 位置図（縮尺1万分の1以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの）
- （4） 見取図（縮尺2,500分の1以上で事業区域の周辺の住宅、公共施設等の状況が判別できるもの）
- （5） 太陽光発電事業実施工程表
- （6） 土地利用現況平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）及び現況写真
- （7） 土地利用計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- （8） 土地造成計画平面図及び断面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- （9） 排水計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- （10） 公図の写し（事業区域及びその隣接する土地の地番、地積、所有者の住所及び氏名等を記入したもの）
- （11） 事業区域の土地の登記事項証明書の写し
- （12） 太陽光発電事業説明会結果報告書（様式第1号）
- （13） 事業区域の土地が借地の場合は、所有者（借地権を有する者を含む。）との契約書（契約前の場合は、両者による確認書）の写し
- （14） 隣接する土地（隣接する土地が道路又は水路である場合は、当該道路又は水路と事業区域の反対側において接する土地を含む。）又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者の承諾書
- （15） 太陽光発電設置事業の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し
- （16） その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による届出後に設置事業等の内容を変更しようとするときは、太陽光発電設備変更届出書（様式第4号）に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。ただし、前条第2項各号に掲げる軽微なものは除くもの

とする。

- 3 市長は、前2項の協議が終了したときは、太陽光発電設備設置（変更）届出受理通知書（様式第5号）により、当該事業者へ通知するものとする。

（設置事業の基準）

第8条 事業者は設置事業を行うに当たっては、次に定める基準に適合するようにしなければならない。

- （1） 現況地盤の勾配が30度以上ある事業区域内の土地には、太陽光発電設備を設置しないこと。
- （2） 現況地盤の勾配が30度未満の事業区域内の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、地質等を考慮した安全な構造とすること。
- （3） 事業区域内に設置する太陽光発電設備の面積は、事業区域の面積の75パーセント以下とすること。
- （4） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林との境界から20メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。
- （5） 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園との境界から50メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、設置事業に係る法令に基づく許可の基準及び技術的な基準に適合すること。

（太陽光発電設備の設置に慎重な検討が必要な区域等）

第9条 事業者は、次の各号のいずれかにおける区域等において太陽光発電設備設置事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関との調整を行うものとする。

- （1） 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林
- （2） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域
- （3） 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地又は採草放牧地
- （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- （5） 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域
- （6） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- （7） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）及びいすみ市文化財保護条例（平成17年いすみ市条例第96号）に基づく指定を受けた文化

財及び周知の埋蔵文化財包蔵地

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域

(太陽光発電設備の設置に当たり配慮すべき事項等)

第10条 事業者は、災害の防止、生活環境及び景観の保全その他市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電設備設置事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について十分配慮するものとする。

(1) 防災及び安全に関する事項

ア 盛土及び切土面の保護 擁壁、石張り、吹付、法枠及び法面排水などにより、法面の保護対策を講じること。

イ 崖地対策 崖地の近隣に太陽光発電設備を設置する場合は、崖肩からの離隔、崖肩沿いの排水その他の崖地の崩落対策を講じること。

ウ 湧水対策 湧水がある場合は、地下排水管の設置その他の必要な措置を講じること。

エ 軟弱地盤対策 地盤に係る調査を行い、地盤改良の実施その他の必要な措置を講じること。

オ 土砂崩れ対策 土砂災害が発生するおそれのある地域に太陽光発電設備を設置する場合は、擁壁の設置その他の安全上必要な措置を講じること。

カ 雨水排水対策 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置その他必要な措置を講じること。

キ 工事の施工に係る安全の確保 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、本市又は地域住民等から安全の確保に係る要請があったときは、これに誠意をもって対応するほか、工事中の土砂の流出及び粉じんの飛散に対する対策として、排水処理施設、防じんネットの設置その他の必要な措置を講じること。

(2) 生活環境に関する事項

ア 騒音対策 工事車両の通行その他の工事の施工に伴う騒音又は振動について、本市又は地域住民等から要請があったときは、必要な対策を講じること。

イ 除草対策 除草剤等を散布する場合は、事前に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、飛散を防止するための必要な対策を講じること。

ウ 緩衝帯の設置 太陽光発電設備による騒音及び振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。

エ 太陽光パネルの反射光対策 事前に地域住民等の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射パネルの採用、太陽光パネルの傾きを調整する等の対策を講じること。

(3) 景観に関する事項

ア 植栽等による対策 太陽光発電設備を設置する場合において、地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等による対策を講じること。

イ 太陽光パネルの色彩等の対策 太陽光パネルは、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

ウ 山並み、眺望等に係る対策 尾根線上、丘陵地又は高台に太陽光発電設備を設置する場合は、周辺の景観と調和するように配慮すること。

2 事業者は、太陽光発電設備の設置工事期間中は、当該工事現場の見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示するものとする。

(設置事業の着手又は完了の届出)

第11条 事業者は、設置事業に着手したときにあつては設置事業着手届（様式第6号）を、設置事業を完了したときにあつては設置事業完了届（様式第7号）を速やかに市長に届け出るものとする。

(太陽光発電設備の設置後の適切な維持管理等)

第12条 事業者は、次に定めるところにより、太陽光発電設備設置後は適切な維持管理をし、災害及び機器の故障等が発生した場合は適切に対処をするものとする。

(1) 太陽光発電設備及び敷地の適切な維持管理は、次に定めるところによる。

ア 太陽光発電設備及び敷地については、定期的に保守点検を行うものとし、機器の故障その他の問題が発生したときは、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。

イ 事業区域の周辺に柵や塀などを設置し、容易に第三者が太陽光発電設備に近づくことがないように適切な措置を講じること。

ウ 太陽光発電設備の破損、騒音の発生、雨水の流出その他の周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときは、速やかに適切な対策を講じること。

(2) 落雷、洪水、台風、積雪又は地震等が発生したときは、速やかに現地を確認し、機器等の異常又は太陽光発電設備に起因すると認められる異常を発見したときは、速やかに適切な対策を講じること。

(3) 太陽光発電設備の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に基づき適正に処理すること。

また、事業区域であった土地について、修景、整地、その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(地位の承継)

第13条 事業者は、発電事業について相続その他一般承継があった場合は、その地位を承継した者

は、太陽光発電事業承継届出書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 設置者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 設置者の地位を承継した者の住民票の写し（設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 地位を承継した者は、速やかに第5条第6項に定める標識を掲示しなければならない。

（指導）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 前項の規定による指導は、指導（助言）通知書（様式第9号）により、当該事業者に通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な処理を行い、処理状況報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる太陽光発電設備の設置事業等について適用し、施行日前になされる太陽光発電設備の設置事業等については、なお従前の例による。